

自己点検シート

(介護報酬編)

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

事業所番号： 33

事業所名：

点検年月日： 令和 年 月 日()

点検担当者：



訪問入浴介護費・介護予防訪問入浴介護費

頁数はR3年版のもの

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈等の頁	
					介護	予防
訪問入浴介護費 [1回1,260単位]		看護職員1人及び介護職員2人で訪問	<input type="checkbox"/> 該当	実施記録 サービス提供票	青P202,203	/
		全身入浴の実施	<input type="checkbox"/> 該当			
介護職員3人の訪問 [所定単位数×95%]		利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがない	<input type="checkbox"/> 該当	実施記録 サービス提供票 医師の意見の記録	青P202,203	/
		主治の医師の意見	<input type="checkbox"/> あり			
		全身入浴の実施	<input type="checkbox"/> 該当			
介護予防訪問入浴介護費 [1回852単位]		看護職員1人及び介護職員1人で訪問	<input type="checkbox"/> 該当	実施記録 サービス提供票		青P1289
		全身入浴の実施	<input type="checkbox"/> 該当			
介護職員2人の訪問 [所定単位数×95%]		利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがない	<input type="checkbox"/> 該当	実施記録 サービス提供票 医師の意見の記録		青P1290, 1291
		主治の医師の意見	<input type="checkbox"/> あり			
		全身入浴の実施	<input type="checkbox"/> 該当			
清拭又は部分浴 [所定単位数×90%]		利用者の心身の状態等から全身入浴が困難	<input type="checkbox"/> 該当	実施記録 サービス提供票	青P202,203	青P1290, 1291
		利用者の希望	<input type="checkbox"/> あり			
		清拭又は部分浴(洗髪、陰部、足部等の洗浄)の実施	<input type="checkbox"/> 該当			

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈等の頁	
					介護	予防
	同一建物減算 〔同一建物減算1:-10%〕 〔同一建物減算2:-15%〕	(1)事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内又は同一の建物に居住する利用者〔同一建物減算1:-10%〕	<input type="checkbox"/> 該当	利用者台帳 サービス提供票	青P203,204 緑P45~47 Q1~6	同左
		(2)上記(1)以外の範囲に所在する建物に居住する利用者が1月当たり20人以上〔同一建物減算1:-10%〕 ※「訪問入浴介護」及び「介護予防訪問入浴介護」の利用者数を合計して判定	<input type="checkbox"/> 該当			
		(3)上記(1)の建物のうち、当該建物に居住する利用者が1月当たり50人以上〔同一建物減算2:-15%〕 ※「訪問入浴介護」及び「介護予防訪問入浴介護」の利用者数を合計して判定	<input type="checkbox"/> 該当			
		1月当たりの利用者数は、1月間の利用者数の平均 ※「当該月の1日ごとの当該建物居住利用者の合計」÷「当該月の日数」(小数点以下を切り捨て)	<input type="checkbox"/> 理解している	利用者台帳		
		サービス提供の効率化につながらない場合は、減算適用外 《同一敷地内建物等に該当しないものの例》 ○同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合 ○隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合	<input type="checkbox"/> 理解している			
		建築物の管理、運営法人が訪問介護事業所の事業者と異なる場合であっても、減算に該当	<input type="checkbox"/> 理解している			
		減算対象は、対象の建物に居住する利用者のみ	<input type="checkbox"/> 理解している			

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈等の頁	
					介護	予防
	特別地域訪問入浴介護加算 〔+15%〕	厚生労働大臣が定める地域に事業所が所在	<input type="checkbox"/> 該当		青P205,206 緑P50,51 Q7~10 緑P67 Q12	同左
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 〔+5%〕	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域に利用者が居住	<input type="checkbox"/> 該当	利用者の基本情報	青P205,206 緑P50,51 Q7~10 緑P67 Q12	同左
		通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供	<input type="checkbox"/> 該当	運営規程		
		交通費の支払いを受けていない	<input type="checkbox"/> 該当	領収証		
	初回加算 〔1月につき+200単位〕	新規利用者の居宅を訪問し、サービスの利用に関する調整を行った上で、初回のサービスを提供	<input type="checkbox"/> 該当	サービス提供票	青P206	
	認知症専門ケア加算 (I) 〔1日につき+3単位〕	《体制要件》 以下の(1)~(3)の全てを満たす	<input type="checkbox"/> 該当		青P207	青P1292, 1293
		(1) 利用者の総数のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMの認知症の者の占める割合が2分の1以上	<input type="checkbox"/> 該当	利用者台帳		
		※割合は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人数又は利用延人数(要支援者を含む)の平均で算定。 ※届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合について、毎月所定の割合以上であること。				
(2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20名未満の場合は1名以上、20名以上の場合は対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えた数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。	<input type="checkbox"/> 該当	利用者台帳 勤務体制表(毎月)				
※「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指す	<input type="checkbox"/> 実施	会議録				
(3) 従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催						

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈等の頁	
					介護	予防
認知症専門ケア加算 (Ⅱ) 〔1日につき+4単位〕	《体制要件》 認知症専門ケア加算Ⅰの要件をすべて満たし、かつ以下の(4) (5)の全てを満たす	<input type="checkbox"/> 該当			青P207	青P1292, 1293
	(4)認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所又は 施設全体の認知症ケアの指導等を実施	<input type="checkbox"/> 該当	勤務体制表(毎月) 資格証			
	(5)介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、 実施または実施を予定	<input type="checkbox"/> 実施	個別研修計画(毎年度) 研修実施記録(毎年度)			
サービス提供体制強 化加算(Ⅰ) 〔1回44単位〕	《体制要件》 以下の(1)～(3)の全てを満たす	<input type="checkbox"/> 該当				
	(1)全ての訪問入浴介護従業者ごとに個別具体的な研修計画(個 別に目標、内容、期間、実施時期等を定めた計画)を作成し、研修を 実施	<input type="checkbox"/> 実施	個別研修計画(毎年度) 研修実施記録(毎年度)			
	(2)利用者に関する情報や留意事項の伝達、又は技術指導を目的 とした会議を定期的に(概ね1月に1回以上)開催し、 <u>全ての訪問入 浴介護従業者</u> が参加し、概要を記録	<input type="checkbox"/> 実施	会議録(毎月)			
	(3)全ての訪問入浴介護従業者に対し、事業主の費用負担により、 健康診断等を定期的に(少なくとも1年以内ごとに1回)実施	<input type="checkbox"/> 実施	健康診断実施記録(毎年度)		青P208,209 緑P15～17 Q1～8	同左
	《人材要件》 以下の(4)を満たす	<input type="checkbox"/> 該当				
	(4)介護職員要件 〔前年度(3月を除く)又は届出日が属する月の前3月〕 イ)介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が <u>60%以上</u> ロ)介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占 める割合が <u>25%以上</u> ※常勤換算人数を用いて計算すること ※前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行っ た月以降も、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に維持	<input type="checkbox"/> イ、ロい ずれか該 当	職員台帳 勤務体制表(毎月) 資格証			

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈等の頁	
					介護	予防
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 〔1回36単位〕	《体制要件》 加算(Ⅰ)イの(1)～(3)の全てを満たす	<input type="checkbox"/> 該当		職員台帳 勤務体制表(毎月) 資格証	青P208,209 緑P15～17 Q1～8	同左
	《人材要件》 以下の(4′)を満たす	<input type="checkbox"/> 該当				
	(4′)介護職員要件 〔前年度(3月を除く)又は届出日が属する月の前3月) イ)介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が40%以上 ロ)介護職員の総数のうち、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者の割合が <u>60%以上</u> ※常勤換算人数を用いて計算すること ※前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降も、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に維持	<input type="checkbox"/> イ、ロい ずれか該 当				
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 〔1回12単位〕	《体制要件》 加算(Ⅰ)イの(1)～(3)の全てを満たす	<input type="checkbox"/> 該当		職員台帳 勤務体制表(毎月) 資格証	青P208,209 緑P15～17 Q1～8	同左
	《人材要件》 以下の(4′′)を満たす	<input type="checkbox"/> 該当				
	(4′′)介護職員要件 〔前年度(3月を除く)又は届出日が属する月の前3月) イ)介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が <u>30%以上</u> ロ)介護職員の総数のうち、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者の割合が <u>50%以上</u> ハ)勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上 ※常勤換算人数を用いて計算すること ※前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降も、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に維持	<input type="checkbox"/> イ、ロ、ハ いずれか 該当				

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈等の頁	
					介護	予防
	【介護の場合】 サービス種類相互の 算定関係	短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けていない	<input type="checkbox"/> 該当	居宅サービス計画書 サービス提供票	青P125～ 129,206	
		同一時間帯に他の訪問サービスを受けていない	<input type="checkbox"/> 該当			
	【予防の場合】 サービス種類相互の 算定関係	介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けていない	<input type="checkbox"/> 該当	介護予防サービス計画書 サービス提供票		青P1283 1284,1291
		同一時間帯に他の介護予防訪問サービスを受けていない	<input type="checkbox"/> 該当			

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈等の頁	
					介護	予防
介護職員処遇改善加算(I) [+5.8%]		次の(1)~(8)に掲げる基準のいずれにも適合する	<input type="checkbox"/> 該当	介護職員処遇改善計画書 その他添付書類	青P210 緑P18~31 Q1~56 市手引き	同左
		(1) 介護職員の賃金(基本給、手当、賞与等(退職手当を除く。))を含む。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている	<input type="checkbox"/> 実施			
		(2) 当該事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した「介護職員処遇改善計画書」を作成し、全ての介護職員に周知し、市に届け出ている	<input type="checkbox"/> 実施			
		(3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施している	<input type="checkbox"/> 実施			
		(4) 当該事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市へ報告している	<input type="checkbox"/> 実施			
		(5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない	<input type="checkbox"/> 該当			
	(6) 当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われている	<input type="checkbox"/> 該当				

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈等の頁	
					介護	予防
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) [+5.8%] ※前頁のつづき	(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合する	<input type="checkbox"/> 該当		介護職員処遇改善計画書 その他添付書類	青P210 緑P18~31 Q1~56 市手引き	同左
	① 《キャリアパス要件Ⅰ》 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めている	<input type="checkbox"/> 実施				
	上記について、書面をもって作成し、全ての介護職員に周知している	<input type="checkbox"/> 実施				
	② 《キャリアパス要件Ⅱ》 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している	<input type="checkbox"/> 実施				
	上記について、書面をもって作成し、全ての介護職員に周知している	<input type="checkbox"/> 実施				
	③ 《キャリアパス要件Ⅲ》 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み、又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている	<input type="checkbox"/> 実施				
	上記について、書面をもって作成し、全ての介護職員に周知している	<input type="checkbox"/> 実施				
(8) 《職場環境等要件》 介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知している	<input type="checkbox"/> 実施					

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈等の頁	
					介護	予防
介護職員処遇改善加算(Ⅱ) [+4.2%]		次の(1)~(2)に掲げる基準のいずれにも適合する	<input type="checkbox"/> 該当	介護職員処遇改善計画書 その他添付書類	青P210 緑P18~31 Q1~56 市手引き	同左
		(1) (Ⅰ)の(1)から(6)及び(8)までに掲げる基準のいずれにも適合する	<input type="checkbox"/> 該当			
		(2) (Ⅰ)の(7)①②のいずれにも適合する	<input type="checkbox"/> 該当			
介護職員処遇改善加算(Ⅲ) [+2.3%]		次の(1)~(3)に掲げる基準のいずれにも適合する	<input type="checkbox"/> 該当	介護職員処遇改善計画書、 その他添付書類	青P210 緑P18~31 Q1~56 市手引き	同左
		(1) (Ⅰ)の(1)から(6)及び(8)までに掲げる基準のいずれにも適合する	<input type="checkbox"/> 該当			
		(2) (Ⅰ)の(7)①又は②のいずれかに適合する	<input type="checkbox"/> 該当			

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈等の頁	
					介護	予防
介護職員等特定処遇 改善加算(Ⅰ) 〔+2.1%〕	(1) 次の①～④に掲げる基準のいずれにも該当し、賃金改善に要する費用の見込額が当初加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている	<input type="checkbox"/> 該当	介護職員等特定処遇改善計画書 その他添付書類	青P210 市手引き	同左	
	① 経験・技能のある職員のうち一人賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上					
	② 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っている					
	③ 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回っている					
	④ 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らない					
	(2) 当該事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した「介護職員特定処遇改善計画書」を作成し、全ての介護職員に周知し、市に届け出ている	<input type="checkbox"/> 該当				
	(3) 介護職員特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施している	<input type="checkbox"/> 実施				
	(4) 当該事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市へ報告している	<input type="checkbox"/> 該当				
(5) サービス提供強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届出	<input type="checkbox"/> 該当					
(6) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)のいずれかを算定	<input type="checkbox"/> 該当					

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈等の頁	
					介護	予防
	介護職員等特定処遇 改善加算(Ⅰ) 〔+2.1%〕 ※前頁の続き	(7) 計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に 関するものを除く)及び処遇改善に要する費用の見込額をすべての 職員に周知	<input type="checkbox"/> 実施	介護職員等特定処遇改善計 画書 その他添付書類	青P210 市手引き	同左
		(8) 処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)について、イン ターネットの利用その他の適切な方法により公表していること	<input type="checkbox"/> 実施			
	介護職員等特定処遇 改善加算(Ⅱ) 〔+1.5%〕	(Ⅰ)の(1)から(4)及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合 する	<input type="checkbox"/> 該当	介護職員等特定処遇改善計 画書 その他添付書類	青P210 市手引き	同左